

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
29	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業及び機械導入事業について、事業の早期着手が可能となるよう、事務手続の簡素化や執行プロセスの見直しを行う。	畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)は、必要な事務手続が多く、時間を要している。【施設整備事業】本事業は、交付決定が6月頃であるため、契約・着工は7月頃になることが多いところ、施設整備に十分な工事期間をとることができず、軽微なトラブルでも年度内の完成が危ぶまれることもあり、実際に年度内に間に合わず、事故繰越した事例も存在する。【機械導入事業】本事業についても、要望調査から事業着手までに数ヶ月を要し、年度初めの要望でも着工が秋以降となる場合がある。本県では、近年の家畜の暑熱被害への対応策として、本事業を活用して暑熱対策用の機械整備を行おうとしたが、秋以降になってようやく機器が整備されることが分り、タイムリーな機械導入ができないうちに補助の申請を諦める事例も出てきている。要望調査を前倒しすることや要望調査の審査期間の短縮等の事業プロセスの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。	農家が必要な時期までに施設整備・機械導入を行うことが可能となり、一層の生産性向上や農家負担の軽減が見込まれる。また、時間のかかる手続きや書類を減らすことができれば、行政の負担軽減も見込まれる。	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)	農林水産省	奈良県		福島県、白河市、栃木県、川崎市、豊橋市、京都府、鳥取県、出雲市、中津市	<p>○本事業は、例年、補正予算事業のため、翌年度繰越を前提とした事業となっている。その上、内示、交付決定が7月頃であったため、本事業を活用するにあたり、入札から工期、事務スケジュールが非常にタイトなものとなり、結果、年度内の完成は間に合ったが、施主に余計な費用が発生してしまつた。今後の円滑な事業の活用のためにも、手続きの簡略化、交付決定時期の早期化を望む。</p> <p>○十分な工期の確保が出来ない事で資材の入手が間に合わず、申請を一度取り下げ、翌年度に再度申請を行った事例がある。</p> <p>○提出書類作成等の事務手続きが煩雑であり、事業主体、農家の負担が大きくなり、機械導入事業に時間を要している。</p> <p>○畜舎の老朽化や経営規模拡大の相談を受けて、計画を立てていくものの、事業を行うのに対して、交付決定後(6月頃)から年度内の施工完了となるまで、連絡が大きいものでは期間に余裕がなく計画も立てづらいため、交付決定前の工事の契約・着工を可能としているが、補助の採択を受けることができない場合においては、申請者が自費で事業を行うかの判断をしなければならぬこともあるため、事業着手時期を早めるよう対応するのが望ましい。</p> <p>○畜産クラスター事業については、要望調査から事業着手までに平均で1年程度を要しているのが現状である。年度当初の要望に対する予算配分が夏頃あり、すぐに事業申請した場合においても、中央畜産会からの確認事項への回答等のやり取りに時間がかかり、事業承認は翌年度となるケースが近年連続で発生している。本市でも、畜産農家の高齢化が進んでおり、取組主体からは「自分もいつまで元気で営農を続けられるかわからない、次の世代に少しでも良い条件で経営を継承するためにも、機械の導入までもう少し急いでほしい」、「とにかく時間がかかりすぎる。そのことを理由に事業の活用をためらう」との意見も協議会へ寄せられている。自給飼料生産関係の機械等は、使用する場面も限られることから、導入の時期がずれると、機械を使わずに終わってしまうことになるため、事業承認が遅れたために作付を見送る可能性もあり、早期に事業着手の承認があることを多くの畜産農家が望んでいる。予算配分後の事業参加申請から事業承認までの期間を事業プロセスの見直し等によって短縮することが出来れば、より多くの畜産農家が事業の拡大や経営の効率化を早期に図ることが出来るのではないかと考えられる。</p> <p>○本事業は、国の12月補正により予算化され、国が翌年度に繰り越すため、契約・着工は7月頃になり、実質半年の工事期間しかとることができない状況がある。また、畜産施設の資材も特殊なものが多く、生産業者も少ないうえ、資材の発注から納入まで1年以上かかる資材もあるため、事業への参加を見送り、やむを得ず自費で施工した農家が数多く存在する。</p> <p>提案事項に併せて、当初のように事業を基金化することで、繰越を可能とし、十分な工期をとれるよう変更してもらおうと活用できる農家も増えたいと思われ。</p> <p>○畜産クラスター事業(施設整備)については、交付決定からの手続きにおいて十分な期間が確保出来ないことが多く、そのため設計が補助対象となることを自己負担とし、年度内完成により早く進めた事例も存在した。</p> <p>○当市でも昨年度同事業において、台風災害の影響により、事故繰越となった。現行のタイムスケジュールでは、交付決定が7月頃であるため、内示後の設計期間も考慮すると、事業期間は大変短期となる。予定外の事故が生じた場合、年度内の事業完了は困難であり、事業プロセスの見直しの提案に賛成する。</p> <p>○本県においても機械導入事業において、施設整備事業に併せた機械導入が遅延するなど過期導入に支障が生じる事例があり、本提案が実行されることにより、事業推進の円滑化、効率化が図られると考える。</p> <p>○国の補正予算での対応というところもあり、交付決定が6月以降にずれ込むため、市町村によっては当初予算への計上が間に合わず、事業実施が大幅に遅れた事例がある。また、交付決定の後、短期間で事業を実施しなければならぬが、入札の不調や機器の在庫切れ等のトラブルによって、一度事業がストップすれば、年度内の事業完了が難しくなり、結果として、事故繰越しを避けざるを得なかった事例もある。事業開始から時間が経過する中で、要綱・要領等の改正が繰り返されてきたこともあり、事業実施年度で提出様式が統一されていない。このため、取組事業数が多い場合、成果報告、評価報告等を行う際など、様式等の確認・整理が必要な状況であり、非常に煩雑。当県は事業実施件数が多いため、前年度分の事務手続きをしながら、今年度分の要望調査を行っている状況であり、要望調査の前倒しや要望調査の審査期間の短縮の必要性は低い。しかし、参加申請後の参加承認通知については、3~4ヶ月要し、飼料収穫時期に機械が導入できない事例も多くあるため、承認までの期間短縮は必要であると考えられる。</p> <p>○本事業は毎年度、補正予算繰越分において当該年度事業の手続きを行っている。そのため、自治体は年度当初での予算化ではなく、補正予算での対応となり、事業の着手時期が遅延する。このような中、十分な工期確保や事業の進行管理に必要な検討や諸手続きに要する期間に余裕がない状況である。事務手続きは、極めて短期間での書類の作成・提出を求められることから、取組主体及びクラスター協議会、市における十分な検討時間が確保できないほか、過密的な業務負担となる。取組主体、クラスター協議会、市などが、申請者側の立場として必要な手続きを速やかに行うことは理解しているが、農家や関係組織が一体となってこの事業が目的とする効果を発揮するためには、地域における協議・検討及び事務事務に必要な十分な期間が確保された事業推進を求めたい。</p> <p>○機械導入事業については、本県においても、事業要望調査から事業参加承認までに長い期間を要し、タイムリーな機械導入が出来ないことから事業要望を取り下げる事例が生じているところ。平成30年度第1回要望調査においては、取組主体の事業参加承認申請が基金管理団体に受領されてから参加承認を受けるまでに時間を要している状態。(令和元年6月17日現在、最長で133日間参加承認が得られない状況)</p> <p>○県内で施設整備事業で交付決定後(交付決定前着工届提出後)の契約・着工から完了期限である年度末までの工期が短く、事業を途中で断念した事例もあり、繰越手続きを簡素化するなど工期を十分確保するための事業体制の整備が望まれる。</p> <p>○施設整備事業については、交付決定時期が遅く、着工が7月頃になってしまう。また、書類等の手続きも煩雑で、地方農政局分と中央畜産会分があり、提出先、問い合わせ先が混乱する。書類の提出先を一本化し、事務手続きを簡素化すれば、行政機関は事務作業量の底上げが図られ、事業の進捗を詳細に管理できるとともに、協議会はクラスター計画の遂行に重きを置くことができる。機械導入事業については、事業参加申請から事業参加承認が通知されるまでに長期間を要するケースがあり、そのような場合は、申請農家自体の事業執行に支障を及ぼすこととなる。提出資料の修正等で、前年度の事業参加承認通知まで遅していない農家が多数残っているにもかかわらず、新たに今年度の要望調査、事業参加申請の作成が加わることに伴う業務量の増加で、負担を感じている協議会が多い。</p>		

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
43	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	養蜂振興法に基づく転飼許可に係る基準の明確化等	【現行制度】養蜂振興法第4条において、養蜂業者が他の都道府県の区域内に転飼するときは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、平成24年の生産局長通知では、「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可された」という基準の趣旨や解釈等を明確化すること。また、地方が許可判断を円滑に行うことが可能となるよう、当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行うこと。	養蜂振興法第4条における転飼許可、及び同法第8条第1項における蜂群配置の適正等を図るための調整が合理的かつ円滑に行われる。	養蜂振興法第4条(転飼養蜂の規制)及び同法第8条第1項(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等) 平成24年11月1日付け24生畜第1518号「養蜂振興法第1518号「養蜂振興法第4条(転飼)について」(農林水産省生産局長通知) 平成29年8月24日付け29生畜第501号「養蜂振興法第4条(転飼)について」(農林水産省生産局長通知)	農林水産省	秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町		栃木県、川崎市、長野県、京都府	<p>○養蜂振興法第2条では、飼養者は都道府県へ届出ることとなっているが、その届出に際し、平成24年11月及び平成31年1月に示されたQ&Aには「届出をすれば蜂群を配置してもよいわけではない」「蜂群の配置調整については各府県が地域の状況に応じて適切に判断すること」とされている。しかしながら、府では、蜂群配置の判断を行うにあたり、明確な基準が無い中で判断が出来る、届出に対して拒否も出来ないため、府内での調整をより複雑にする要因となっている。ついでに、府による判断を円滑に行うことが可能となるよう、転飼に係る当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行って頂きたい。</p> <p>○養蜂家によっては全国を移動(転飼)する場合もあるため、全国的にある程度普遍的な判断基準を示すべき。その上で、地域の実態(植生等)を勘案して都道府県毎に検証するべきであるが、初めから各県で設定するように回答されるのみで一切進展がない。実際に転飼調整を行う場合、判断基準がないためよほどの事情(度重なる虚偽申請、地域との調整不能等)が無い限り不可とすることが出来ない。養蜂協会からも蜜源に対する適切な蜂群数の検証がされないため、例年並みの飼育群数にする以外ないと苦情がある。また、適切に検証され、蜜源として余力があると判断されれば、蜂群を増やすこともできると意見があるため、養蜂振興の観点から望むところの取組を求める。それが不可能である場合、国で基準を示せない事について、異として判断しかねるため、「県は蜂群の配置適正を図るための措置を講ずる」旨記載された養蜂振興法第8条を削除あるいは改正するように求める。なお、他県において転飼を不許可にしたこと、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提訴され、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確となっていないと裁判官から指摘されたことから不許可を取り消すことで訴えを取下げた事例がある。このことから、今後蜜源に対して過剰な蜂群数となる事を理由に不許可とすることが極めて困難となるため、早急な対応を望む。</p> <p>○県外からの転飼は県内養蜂家の季節移動による転飼のみであり、問題となっていないが、蜂群配置をめぐる、蜜蜂飼育者間で毎年トラブルが発生している。飼育届を提出せずに勝手に巣箱を置いている者と既存養蜂家とでトラブルが生じている。新規取組希望者が飼育を開始する際に既存の養蜂家と折り合いがつかず、新規取組できない事が多い。既得権の主張と新規取組の要望が折り合わない、明確な基準がないため「適正」「過剰」の判断を示すことができない、具体的な基準があれば、当県もそれを利用し円滑な蜂群配置調整に役立てることが可能。</p> <p>○当県では、各地域で開催している分布調整会議で蜂群配置について調整が図られており、現状で「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰」な状態とはなっていないため、転飼許可申請を不許可とした事例はない。しかしながら、新たに養蜂を始める者に対し、蜂群配置や適正な蜂群間距離について説明する際、明確な基準や拘束力もないため、理解が得られず調整が難航する事例は発生しており、関係機関や既存の養蜂業者からはトラブル防止のためには一定の基準が必要であるとの意見が上がっている。</p> <p>○当県では、他都道府県から本県に蜂群を移動する際の転飼許可に関して、転飼調整会議にて意見徴収のうえ可否を判断している。本県においては近年不許可とする事例はないが、趣味的養蜂を含め蜜蜂飼養者が増加している状況では、今後様々なケースが発生することが想定される。そのため、蜂群配置における適正群数、群数間距離等について、全国統一的な算出方法や調査方法が必要である。</p>		

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
49	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する情報に限り、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	【現行制度】行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。【支障事例】森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報とに不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行うとしても上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になると、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第28号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報(平成24年3月20日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	福井市		<p>苦小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、岐阜県、高山市、豊橋市、新城市、出雲市、徳島市、香川県、八幡浜市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市</p> <p>○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。</p> <p>○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していくことがあるが、その際、情報として頼れるのは土地登記簿のみである。そのため、現住所が変更になっていたり、亡人名義のままの場合、追跡調査が必要となるが、戸籍や住民情報の照会のみでは、別に所有する者の特定ができず、かつ税務課の納税義務者情報等も有効な手がかりとなるのだが、平成24年4月1日以降に新たに森林の所有者となった者に限定されてしまうと、事務が円滑に進まないことが今後も懸念される。本年度より「林地台帳制度」や「森林経営管理法」も施行されたため、早急な制度改正が求められる。</p> <p>○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにすることは、本市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考え、令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていきたい。同じく令和元年度から市町村への課金が始まった森林環境税と併せて導入することができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげていくために税情報の活用範囲の拡大の必要性が高まっている状況がある。</p> <p>○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ることも考えられる。</p> <p>○森林法第191条の4に定め林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施策の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。</p> <p>○本市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本で確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。</p> <p>○提案市が挙げている支障事例に加え、本市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用して以上で支障になりかねない。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった者の情報(土地の所有者となった者の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、本市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特約のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものも多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめの作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を待っているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>○本市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>			

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
64	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	【現行制度】固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとされている。	平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報が利用可能になることで、地方自治体の事務が効率化し、森林法や森林経営管理法を円滑に運用することができる。	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第24号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、橘原町	苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、いの町、長崎県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市	<p>○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにすることは、本市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考えます。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしたい。同じ令和元年度から市町村への課税が始まった森林環境課と税を附随とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげていくために税情報の活用範囲の拡大の必要性が高まっている状況がある。</p> <p>○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することがとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると思える。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施策の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。そのため、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制緩和してほしい。</p> <p>○提案書が挙げている支障事例に加え、本市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>○森林経営管理法を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明となった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱ってしまい、当制度を適切に運用していき支障になりかねない。</p> <p>○「森林簿」の森林所有者情報の精度が低いことに加え、自動努力のみでは森林所有者の把握に限界があることから、森林経営計画の森林所有者と森林簿の森林所有者が異なる場合がある。森林法第17条の2(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)の中で、同項の包括承継人は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。しかし、平成24年4月1日以前に包括承継された場合は、施行自動に所有者権を取得することから、土地の所有者の届出の義務が生じないため、森林法第191条の2に該当しない。そのため、包括承継人の届出の添付資料として登記事項証明書その他の原因を証明する書面の提出が必須でないことから包括承継人の確認が申請書のみ確認となる。その結果、森林経営計画と森林簿が異なる状況で包括承継人の届出のみで森林施策の集約化や路網の整備を進めることとなり、包括承継が確実に行われていない場合、森林施策により施策同意や収益の分配などで支障が生じている。本市としても、森林経営管理法第5条の経営管理意向調査を行う上で、継続がなされていない森林が多い中で、現状の法律では調査に支障をきたす可能性がある。そこで、経営管理意向調査を円滑に進めるため、平成24年3月31日以前の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることができるように規制緩和を求めます。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者になった者の情報か、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有者権を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができている。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○以下の支障が生じている。 ①森林経営管理法の円滑な実施に支障を来す恐れがある。 ②伐採届出制度における、森林所有者の確認に多大な時間を要するため、事務処理の適切な実施に支障が生じている。 ③地域福祉の実施のための基礎データとして、使える「林地台帳」「森林簿」にしていくためには、必要不可欠なものと認識。 ④国有林の管理・整備に当たって、解採所有者探索に多大な時間と労力を要している。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は「筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、本市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登録簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものがあった。調査票が所有者へ届き、市へ届出があったとしても、指定した記入方法を無視した記入が多いため、回答内容に「?」つきがあり、取りまとめ作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○大規模集約型林業のモデル実施を進めるにあたり、事業同意の取得に向けた森林所有者調査を行っているが、登記簿に記載されている所有者(平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者)が死亡等しており、記載住所が正確でない場合、固定資産課税台帳が利用できなければ連絡が困難となっている。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>○本市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>		

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
90	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期を要するため、手続きの簡素化を求める。 また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用の見直しを求める。	【現状】 旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村等にて払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。 【支障事例】 国(農林水産省)へ返還し、払い下げには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2～3年の期間を要している。また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2～3年程度掛かる。当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや営農が行われていない山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されているところ、迅速な処分が困難となっていることよって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。 以上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続きを進められるよう運用の見直しを求める。	運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等することが可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12補改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4～(3)ア	財務省、農林水産省	宮城県		福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県	○当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還を要するケースとなるか、事前協議する案件は年2～3程度有り。譲与後に、周辺環境の変化(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的な利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要しているケースも多く、早期の土地有効活用に関しては、支障が発生する可能性が高い。この制度が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっており、道路又は水路自身が利用されていないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならない条件を無効とする又は公共利用であれば返還は生じない等、大きく緩和することは有効と考える。 ○公共事業等の事業用地に譲与対象地が含まれる場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となること想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続きの簡素化及び要件の緩和等が必要。 ○譲与財産の国への返還やその後の処分にあたっては、土地の処分に期間を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要な性質であることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。		
91	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業者の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならなくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託(「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法第8条第1項))に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。 なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆。そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。 現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣地地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直しをいただきたい。	不要地認定がされた筆については、法定受託事務による管理対象地から除外される等の制度改正ができれば、都道府県における負担の削減につながる。	旧農地法第78条第1項、第2項、第80条第1項、旧農地法施行令第15条、第16条第1項	財務省、農林水産省	宮城県		福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県	○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登録している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする」という国の方針に基づき不要地認定や17条公告の処置を進めているが、旧所有者の特定等、古い文書を調べる必要がある、加えて境界確定を進める必要があり、課の体制からも同時に多くの筆を処理することは困難であり、大きくは進んでいない。財務省は、処分が明視である道路や水路、払い下げ希望がある筆以外は、所管換を受けないスタンスであり、不要地認定や17条公告が完了しても、速やかに財産処分(所管換)につなげられないのが現在の状況。加えて所管換の事前協議に時間を要し、さらに財務省側担当者との人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることもしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。当該の担当職員も、殆どが他の業務とのかけ持ちであり、見回り、筆刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための自主的な境界確定等々、国有農地等の管理には多くの負担がかかっている。自作農創設などの目的を失い不要地認定された筆は、本来管理を目的としている財産とはなっており、財務省へ所管換手続きを進める上で、農林水産省が管理し、処分手続きを進めることが、適正かつ効率的である。 ○当県において不要地認定後の財務省への引継ぎに当たり、以下のような支障が生じている。 1 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が長く見込みであること。 2 買戻時から副(管理者不明、地域住民が利用)が設定されている土地について、当該副の移設又は副部分の分筆を求められている。移設は副の管理者が不明であることから難しく、分筆は、分筆後の土地が県管理のままとなることから、実施が難しい。結果として買戻希望があるにもかかわらず、対応が停滞していること。 3 近年国土調査が実施された土地以外は、全て測量を求められていることから、測量予算の確保、測量の委託手続等に時間がかかること。 4 原則として買戻希望がなければ引継ぎが行われないことから、買戻希望者が現れた場合であっても、その時点から財務省への引継ぎ、財務省からの公告等の手続きが必要で、時間がかかることから、買戻希望者の不利益ももたがっていること。 ○平成31年度末時点で、当県が管理している自作農財産344筆のうち198筆が不要地認定済み、農林水産省が既に農業利用目的に供さないと決めた土地であるにも関わらず、財務省への引継ぎが一向に進捗しないことから、本県における自作農財産の管理負担は提案県以上に大きい状況。管理者として、日頃の見回りや草刈り、不法占有の未然防止等の対応を行うだけでなく、がけ崩れ等災害発生時のリスクも負っている。少なくとも不要地認定済みの自作農財産(国有地)については、農林水産省で直接管理するよう見直しをいただきたい。		
102	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を策定できる市町村の基準を見直し、飼養密度の基準を満たさなくても策定できるようにすることができるとの緩和	【現状】 市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画については、省令で定める市町村区域内の飼養頭数や飼養密度(当該市町村の区域内において飼養頭数又は肉用牛経営を営む者の総数をその区域内において耕作又は養畜の事業を行う者の総数で除した得た数が〇・〇一以上であること)等の基準に適合する場合には、作成することができる。 【課題】 近年、畜産農家については、生産基盤強化の結果、大規模化が進み、1戸あたりの飼養規模は拡大しているものの、飼養戸数が減少していることから、区域内の飼養頭数の要件は満たしているにもかかわらず、飼養密度の要件を満たさないため、計画を作成できない市町村が存在する。実際に、計画を作成できるA市の7倍の頭数を飼養するB市や、計画を作成できるA市の3倍の頭数を飼養しかつ養畜戸数も上回っているC市が計画を策定できないといった状況にある。これらの中には現に計画策定のニーズを有している市町村が存在する。 計画を作成できないことで、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を育成してゆくに適した市町村と認められず、個別の補助事業対象にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進めながら、畜産振興を図る上での障害となっている。	市町村が新たに計画を作成することで、規模拡大を進めながら、畜産振興を図ることができる。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4、同法施行令第1条の3、同法施行規則第2条の2	農林水産省	岡山県、中国地方知事会	中国地方知事会と共同提案	川崎市、京都府	○当団体内でも、一部の市において飼養密度が要件を満たさず、計画を策定できない状況が出てくる可能性があり、当該市には今後の中核的な手となる畜産農家も存在するため、今後の畜産振興施策に支障が出る可能性がある。 ○本県においては、今のところ酪農・肉用牛とも計画が作成できないといった事例はない。各々の市町村で諸条件は異なり、畜産を振興したい市町村を飼養密度のみで除外することは不適と考えられるため、弾力的な運用をお願いしたい。		

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先	
	区分	分野									団体名	支障事例			
120	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	【現行制度】 多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織へ流れて交付されている。交付額は田畑等の面積に応じて算定し交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合もある。その場合の執行残の取扱については、活動期間中、翌年度への特越しは可能であるが、国の指導により特越し額が多くなると返還を求められる。対象農地の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することが可能となっているが、それ以外の場合では翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続を要する。 【支障事例】 活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続を行う必要があるが、經由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。 本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所在しており、執行残がある場合、 ①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。 ②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。 ③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。	活動組織にとっては、返還手続に掛ける労力を本来業務である農業の維持管理に充てることができる。 また、複数回にわたる返還報告書の作成や返還金の納入を省略することが可能となり、事務費の削減や業務に携わる職員の事務負担の軽減に繋がる。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第2条第1項、第9条第2項 多面的機能支払交付金実施要領別紙1の第9、別紙2の第9 多面的機能支払交付金実施要領 第1の15(2)、第2の18(2)	農林水産省	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、野野町、小籠町、美里町、長野県		宮城県、白河市、川崎市、上越市、石川県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、熊本県、熊本市、宮崎県、宮崎県	○活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続を行う必要があるが、經由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。当県の例を挙げると、活動組織は県内36市町村に所在しており、執行残がある場合、以下の①～③の手続きを行う。なお、活動組織の段階でも返還手続は地域での徴収手間や申請手続きが発生して活動組織に多大な負担を強いており、それらの手続きが不要となる相殺処理を可能として負担を減らすことが必要である。 ①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。 ②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。 ③最後に、県が36市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。 ○当年度の執行残が生じた場合、翌年度への繰越金としているが、多面的機能支払交付金制度は5年間の計画であることから、5年目の活動終了年度には活動組織によって返還額が生じている。相殺交付を可能とすることは、繰越金の減少、返還金発生防止の効果も期待され、あわせて、返還金が生じた場合の返還報告書や返還金納入などの手続きが省略され、活動組織、行政の事務手続の負担軽減に繋がる。 ○当県の活動組織は県内19市町村に600余り所在している。昨年度、高齢化や担い手不足に伴う対象面積の見直しや転用による農地面積の減少により、交付金の返還が生じた。一連の作業には4か月程度の期間を要し、經由する市町村、県にとって負担となっている。 ○活動組織の執行残の補助金返還は、事業の仕組み上、市町村及び県を經由して返還手続を行うため、それぞれの機関において、補助金返還に係る手続きが負担となっている。県内各地に所在する活動組織の執行残に係る事務手続きは、各市町村分を取りまとめたうえで、国への返還手続を行うため、期間を要する。 ○これまで、活動継続組織における執行残の返還事例は無いが、今後繰越金が増加してきた組織において補助金返還を要する事例も想定される。 ○当県では、市町村毎に交付準備を定めており、地域の実情に合った準備を設定しているところですが、繰越金額の増加や剰余金の返還が生じております。また、毎年度、対象農用地面積の減少や使い切れなかった交付金の返還額が1,500万円を超えており、過年度返還の予算確保や活動組織からの返還手続に時間を要しております。よって、各活動組織からの返還額が生じた場合に、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、事務手続きの大幅な軽減となり、更に、予算が不足している長寿命化へ割当が可能となり、年度交付金を有効に活用することができると考えます。 ○当県では39市町村に多面的機能支払交付金を交付しているが、同様の事例が発生しており、平成29年度は43件、平成30年度は3件の返還を行っている。また、返還手続に要する期間も3か月程度かかっていることから、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、活動組織、行政それぞれで事務負担の軽減ができる。 ○各市において、執行残の返還を行う活動組織が存在し、返還の手続きが必要となっている。翌年度以降の交付金との相殺が可能となれば、活動組織・行政双方の事務負担の軽減につながる。 ○活動組織の執行残を国へ返還する場合、市が各活動組織に対し納付書を発行し、組織から金融機関で納入してもらった後、市が県に対し返還金を支出する。翌年度以降の交付金と相殺が可能となると、返還金の納付事務や支出事務が簡素化される。			
122	B	地方に対する規制緩和	その他	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を經由することなく、国へ果経由の廃止	【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。県意見書は市町村の財政状況等を動案した指定の必要性を訴える内容となる。 当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県經由で国へ提出している。しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を經由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関係していない。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を經由せずに直接国に書類を提出すべきものと考えられる。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考えられる。	二重のヒアリング、書類提出後の調整業務等による負担が軽減され、スマートな事務執行が図られる。 なお、制度改正によるデメリット、特に収益の均てん化における助言等ができなくなるのではないかという指摘があるが、均てん化については、公営競技施行団体が周辺団体等と協議し決定するものであって、県が施行団体に助言等を行うものではないと考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県		川崎市	—			
168	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に關し行される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡略化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクビアカツヤカミキリの被害が増大している。クビアカツヤカミキリの効果的な防除方法の確立のためには、試験に供するためには大量の飼養が必要となるが、現状では1頭ずつの増減管理が求められている。 本県が直面しているように年間千頭以上の大量飼養が必要な状況下で、かつ、造出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養については、少数個体の飼養や個人宅での飼養を前提としている管理方法と同様の、1頭単位、日単位の増減管理を求めるとは、必要以上の時間と労力を要し、本来行うべき試験研究に関する業務の足かせとなっている。 また、クビアカツヤカミキリの幼虫は樹木内部に穿孔して生活するため、外部から観察しただけでは内部の個体の増減(生死)把握が難しい。 地方公共団体による特定外来生物の研究成は、地域農家等に還元されるものであり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能となることを求める。	対象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定すること、公共試験研究機関における適正な管理下での飼養については、報告内容を簡易なものとする(1日単位の増減管理ではなく月単位や試験終了時の増減記録にすること、樹木穿孔性の昆虫の場合、採取サンプル(樹木)毎の管理とすること等)ことなどにより、管理に係る労力が削減され、効果的な防除や農業試験等に注力することができる。それにより、研究効率が高まり成果も得やすいこと、他の生物の研究にも注力することができる。 また、生態的特徴を踏まえた上で管理方法を設定することで、その生物の本来の生態に即した環境での農業の薬効試験等を効率的に行えるようになるため、更に効果的な駆除方法の確立が可能となる。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」第7条 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」二十二	農林水産省、環境省	栃木県、茨城県、群馬県		愛媛県	—		

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
186	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業における合併施工の迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業採択時の施設の状態・材質等を変更・追加し、施設を行う場合の設計変更手続の迅速化	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合の復旧工法の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独費で行うこととなる。この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行う仮定の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本案の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならない、事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年同様に被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固化する事業を市単独費で施行することを決めた。被災は昨年の7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条	農林水産省、国土交通省	尼崎市			○合併施行の申請手続き等が煩雑であるため、施設の効用を増大させる部分の事業については、災害査定済の設計書には入れず工事発注を行い、別工事で地方単独費で対応している。そのため、合併施行を行う場合でもその費用を併せて災害査定を受けることが可能にすれば、事業者の簡素化に繋がると考える。 ○当都道府県にも同様の支障事例があり、災害査定時からあらかじめ合併施行を行う項目が判明している場合は、地方単独費で行う合併施行分を含めて査定決定を受けることで設計変更協議に係る時間・手間を軽減することが可能となり、災害復旧事業の迅速な施行が可能となる。査定決定後に合併施行を実施する必要が生じた場合は従来通りとする。		
187	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	地域未来投資促進法または農村促進法等に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地を拡張する場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	【現状】平成29年7月、地域経済を牽引する産業の立地・導入を促進し、地域創生を推進するため、地域未来投資促進法及び農村産業法が施行された。しかし、地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して、工業団地や工場を拡張しようとしても、拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合は、当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な以下の条件を満たす必要がある。 ①農用地区域外での開発を優先すること ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること ③面積規模が最小限であること ④面的整備を実施して8年経過していない農地を含めないこと ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること 【支障事例】当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であることから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない。特に農用地区域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。加東市は工業団地の隣接地に拡張を計画し、予定地が農用地区域であるため、農村産業法の活用も視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成に係る経済性や企業の立地ニーズは斟酌されなかったため、農用地区域以外での開発を優先せよという条件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められるが、市には現在一団の新たに指定できる農地は残っていないことも大きな課題となっている。	雇用創出による若者の転出抑制や、遠慮の促進による農村集落の活性化が期待でき、東京一極集中の是正に寄与する。	・地域未来投資促進法第3条第2項第1号へ、第11条第34項、第17条 ・農村産業法第5条4項第3号、第13条 ・農村地域への産業の導入に関する基本方針(告示)1(3)	農林水産省、経済産業省	兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、鳥取県、徳島県	盛岡市、山形市、川崎市、新潟市、大垣市、豊橋市、岡山市、八代市		○圏による規制にしばられることなく、地方創生・地方自治の主体性・自主性を尊重すべく、自治体の責任において、今後、圏整備の計画がなく農業としての発展が見込めない農耕地農用地については、地域未来投資促進法による自治体の基本計画により、農振除外を行い、開発をスルーズに許容するよう要していく必要がある。但し、自治体による乱開発や農地乱用を防ぐため自治体の基本計画に対する国の同意は絶対条件とし、計画の進捗具合と適正な農地の維持管理、計画の成果を国がチェックする仕組みを構築する必要がある。 ○当市は、市街化区域に空き用地が不足していることから、事業拡大に伴う拡張・移転の際に候補地が農用地区域となってしまうケースが多い。しかし農用地区域からの除外が困難であるため、事業者から当該法律の支援内容である規制の特例措置を利用したい旨相談を受けるが、他市支障事例にもあるように事業上利用できないため、事業拡大及び地域経済の発展の支障事例となっている。 ○現在、土地改良事業等完了後8年未経過の農地は、農用地区域内農地からの除外ができず、転用することが困難な状況にある。また、農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用する場合においても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含むケースでは、区域設定に当たって、農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定の際、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められているが、工業団地整備後に公募によって立地事業者を決定する計画の場合には、整備着手前の時点で事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。面的、線的整備に関わらず、8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする措置を求め。 ○地域未来投資促進法において、農用地区域からの除外や農地転用が可能となる特例措置があるが、農用地区域について土地利用調整計画を作成する前には、土地利用調整を整えておかなければならない。土地利用調整においては、農振法第13条第2項に規定されている、農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であるため、農用地区域からの除外が困難であることから、土地利用についての課題となっている。 ○地域未来投資促進法を活用して、高速道路のインターチェンジ周辺のまとまった広さの土地(農振法で規定されている農用地区域)で企業の立地を進めようとしている。しかし、土地利用の調整に関する部分を除いて、地域経済牽引事業として承認される要件を満たす事業計画を具体化しても、従前通り、農振除外や農地転用関係部局との調整等を行う必要があり、相当の期間を要することから、企業の立地ニーズに合わなくなったり、現基本計画の期限までに地域経済牽引事業の要件(高い付加価値の創出・経済効果)を高たす事業計画とすることができず、企業立地の機会を失うおそれがある。提案団体の求め、基本方針①の取扱いを含め、農用地区域からの除外における弾力的な活用がなれば、迅速な対応が可能になると考える。 ○すでに支障事例に記載があることに関連し、当市において企業進出の際の用地検討で支障となる可能性が高い。 ○現在、当市では産業専用用地が不足しており、将来的に既存工業団地の拡張や企業の増設が見込まれることから、提案事項に賛同するもの。 ○現在、市内外を問わず、企業から産業団地の空き分譲地に関する問い合わせがあるものの、市内すべての産業団地で分譲が完了しており、希望に応えることができない状況が続いている。また、産業の活性化と魅力ある雇用機会の創出のためには、企業誘致や市内企業の業務拡大による移転拡充の受け皿として、さらなる用地の確保が必要となっているが、その動きにも支障を来している状況にある。そのような中、最近、市内企業からは、今後事業を拡大する上で現在の事業用地では狭く、市内での移転拡張用地を求めているといった相談が数件寄せられている。しかし、交通アクセス、周辺環境、希望面積の企業ニーズを勘案すると、立地希望場所が農振農用地区域内農地を含んだ市街化調整区域であり、農振法や農地法、都市計画法などの規制から、開発の実現が困難となっている。このままの状況では、これまで本市の産業振興や地域牽引に貢献していた企業が近隣自治体へ流出してしまう事態が懸念される。このようなことから、地域未来投資促進法や農村産業法を活用した土地利用調整は、産業用地の確保に有効な手段と考えられるため、より活用しやすい制度への改正を求めたい。		
197	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となっていることを踏まえ、顕発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、現状300万円未満としている机上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	机上査定限度額を引き上げることで、実地査定の件数が減り、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第12-1 ・大規模災害等における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条	農林水産省、国土交通省	兵庫県、京都府、神戸市、和歌山県、鳥取県	新潟県、岡山市、松山市、新居浜市	○近年の気象状況を鑑みると、災害が頻発に発生されることが予想される。机上査定限度額を引き上げることで、災害査定の手続きの簡素化、迅速化を望む。 ○平成30年7月豪雨について、大規模災害時における査定方針により査定手続きの効率化ルールが適用された。しかし、その後発生した台風24号による災害においては、要件を満たさなかったため、効率化ルールは適用されなかった。7月豪雨による災害で多数の被災箇所を復旧に対応している中、さらに台風24号の対応に追われ、さらなる努力を必要としたことから、査定の効率化と早期の復旧を考えるに当たり、大規模災害査定方針が適用された年内の査定全てに効率化ルールを適用されたい。 ○災害被災に指定されない規模の災害の机上査定上限額を引き上げられることにより、災害査定の手続きを迅速に実施することが出来るようになる。 ○当県は特に移動時間に時間を取られ、被災箇所が離れる場合には、1班で確認できる件数が極端に少なくなり、査定行程に苦慮している。静止画や動画などの技術向上により、机上に置いても被災状況の的確な把握が可能となったことから机上査定の上限額の引き上げが可能となれば査定の効率化を図ることができる。			

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
215	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を免出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	【現状】 本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国(植物防疫所)が調査及び廃棄植物の指定(廃棄命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。 【支障事例】 過去3年(わたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の積算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点で不足している所要額を積算し、追加交付を要するものの、内示が遅れ、年度内の感染樹木の伐採・廃棄等ができなかった。 植物防疫所の確定の結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに伐採協力と損失補償手続について説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないことから、自治体に対して所有者からのクレームが多数寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を翻す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になるなど、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。	交付金の交付決定を早期に実施するとともに、事業の必要性及び予算措置を十分に検討した上で、地方に協力指示を発出することで、地方に不要な事務を負わせることがなくなり、行政の効率化や、適切な伝染性疾患・病害虫の発生予防・蔓延防止対策につながる。	植物防疫法第17条第1項、第19条第1項・第3項、第20条第1項・第3項 ブラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令第5号 消費・安全対策交付金交付要綱別表1Ⅲ-4-4(4)	農林水産省	神奈川県、横浜府、海老名市			栃木県 ○近年、全国的に重要病害虫の発生報告事例が増加しており、県内においても緊急防除が必要となる病害虫の発生に対応が求められる可能性がある。		
216	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務負担を軽減するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に統合する等の道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	これらの3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村を調査対象または経由として行っている。 一方で、調査項目は、県や市町村でも、新たな担い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報も保持していない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来ても、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっているとともに、この確認を行っても把握できない場合があるが実態である。 県としてはこれらの調査を実施する必要性を感じておらず、現にこの調査の結果を政策立案の根拠として活用しているわけでもないため、本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合する等の見直しを行い、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。	事務を廃止することで、都道府県や市町村の事務的な負担が軽減される。また、当該調査を園芸用施設や農林業センサスや独自調査により統一された方法で精度の高いデータを収集し公表できれば、国、県、市町村での政策立案に資する。	【園芸用施設の設置等の状況把握】 【園芸用施設の設置等の状況把握実施要領】 【地域特産野菜生産状況調査】 統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要領 【特産果樹生産動態等調査】 果樹農業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要領	農林水産省	神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	・以前より、複数の市町村からデータがなく、責任ある回答が困難である旨、相談を受けている。	白河市、栃木県、川口市、八千代市、福井市、熊本市	○地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態調査において、市では状況を把握しておらず、短期間でJAや都農会長に地域の情報を聞き取り関係している状況であり、調査の精度も低いと思われる。また、調査結果も把握しておらず、調査の重要性が感じられない。 ○調査項目については、市町村でも正確に把握することが出来ない、又はする手段を持たないというのが実態である。補助金の活用や、認定農業者・認定新規就農者の認定を受けている限られた集団の中から情報を収集して回答しているものや、農協に調査の協力を依頼して、この場合も調査対象は農協組合員に限定されてしまうため、データの正確性には不安が残る。また、調査方法については、依頼を受けから情報の収集を行うため、回答期限内に調査回答を作成するために新たに情報を集約する期間が取れない場合には手続の限られた情報を元に回答を作成している。本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合されれば、市町村事務は大幅に軽減される。 ○園芸用施設の設置等の状況把握]については、調査項目のうち、設置面積、棟数は把握しているが、栽培作物、栽培延べ面積、収穫量は把握しておらず、それらを調査するには事務的な負担が大きい。 ○園芸用施設の設置等の状況把握において、担当課で把握している施設所有の農業者に対し調査を実施しているが、詳細かつ正確なデータを把握できていない。また、多数の農業者から回答を取りまとめるため膨大な時間がかかっている。 ○関係各所からデータ収集をするものの、昨今の販売経路は、インターネット、個人契約、産直、路上販売等多様な方法があり、それらの情報を掴むことは困難であるので、本統計の正確性をとまで求めるかが、この廃止の判断になると考えられる。 ○本市においても、正確な調査データがなく、責任ある回答ができないため、廃止を要望する。 ○提案団体の意見と同様、これらの調査は、詳細かつ正確なデータの把握が困難であり、調査によって得られるデータの精度は高くはない。一方で調査の実施に当たっては、関係団体との連絡・調整に多大な時間を費やさなければならないため、職員の事務負担は大きいものとなっている。また、調査に係るノウハウを有していない市町村の事務負担も大きいものと思料する。 ○本市においても、提案団体の示す具体的な支障事例と同様の状況であり、左記に提起される3調査のみならず、県から依頼のある大半の統計調査については、根拠となりデータを保有していないことから、推計にて対応せざるを得ない状況。統計の本質を鑑みれば提案にあるような根本的制度見直しが必要と思われる。 ○地域の野菜・果樹の栽培状況を調査するものであるが、調査項目について補助事業等を活用した場合などに取得した情報や農政業務に精通した職員・農業協同組合員などからの聞き取り等により情報収集を行っているものの、すべての調査項目について把握することが困難であり、データ精度が劣る場合が多い。		
217	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農業次世代人材投資事業において、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証明する添付書類として「農地基本台帳及び契約書の写し」を提出することが要綱上求められている場合がある。 この農地基本台帳の写しについては、農業委員会によって発行する様式等が異なっており、本事業で求められている取しどの程度の情報を記載する必要があるかも明らかではないこと、農業委員会によっては、事業に直接関与していない農地の所有者の個人情報に記載されていることを理由として、写しの発行を拒否するところも多く、書類整備に支障をきたしている。 農地基本台帳の写しがなくても、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画等によって、所有権又は利用権の建設等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。	農地基本台帳の写し以外の書類による代替が可能となれば、書類不備による書類出し直しの手続きも減るため、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者が農業委員会等の関係機関や農地所有者と何度も調整・依頼をすることがなくなるため、交付対象者の事務負担が軽減される。	農業人材強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経産第3543号農林水産事務次官依徴通知)	農林水産省	神奈川県、さいたま市、藤沢市、海老名市、寒川町、開成町			宮城県、福井市、京都府、出雲市、熊本市	○他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記することで、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者の事務負担が軽減される。 ○本市においても、農地基本台帳の写しについては、代替書類による提出を可能とする運用を行うようにしてほしい。 ○農地基本台帳の写しについて、当市農業委員会においては対外的に交付していないため、書類を入手することができず、書類整備に支障をきたしている。 農地基本台帳の写しがなくても、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用配分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。 ○本市において、現在、支障事例はないが、新規就農者(農外就農)の多くは利用権設定で耕作権利を取得するため、市町村が行う利用権設定に関する事務の書類で事足りるのであれば、場合によっては農業委員会の書類を不要とでき、事務手続きの簡素化が図れる。また、農業委員会の書類が必要であるなら、その発行が拒否されることがないよう、必要な項目や発行の協力を農水省から農業委員会に指示すべきである。 ○農地基本台帳の写し以外の書類による確認が可能であれば、交付対象者の事務負担軽減が図れるため、制度改正の必要性はあると考える。 ○本市においては、申請者本人からは許可を受けた賃貸借又は売買契約書の写しを提出してもらい、その後農業委員会から農地基本台帳の写しをもらい添付しているところである。これらの書類で代替することは、確認の目的を達成することができ、申請には不要な個人情報の保護にも繋がると考える。		

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
292	B	地方に対する規制緩和	その他	「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し	<p>老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過していても、機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。</p> <p>本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており躯体等の大部分は継続使用に耐えうる状況にあるが、屋根や外壁等躯体以外の修繕必要箇所が増加している。本県を含む日本海沿岸の各県では、歴史的に内水面の漁協あるいは集落単位でふ化施設を整備し、サケふ化事業者として運営してきた経過があり、今後の安定的、継続的運営のために耐用年数を過ぎた設備の「改築」への支援が必要である。</p> <p>しかし、現制度は比較的規模の大きな経営体に合わせた制度設計となっており、小規模で経営基盤が脆弱なふ化事業者が多い本県では、当該制度の活用が困難な場合が多く、事業者は耐用年数を過ぎた施設設備を大事に使用してきた経過がある。「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。</p>	<p>「改築」の要件が緩和されれば、耐用年数を越える多くの施設において制度が利用可能になり、「改築」によりその施設の長寿命化や費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改築することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用軽減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。</p> <p>以上のように、制度が改正されることにより得られる効果が大きいと考えられ、その必要性が大きいと認められる。</p>	<p>水産関係地方公共団体 交付金等交付要綱 水産関係地方公共団体 交付金等実施要領 水産関係地方公共団体 交付金等実施要領の運用について</p>	農林水産省	山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高島町、三川町、庄内町、遊佐町		<p>神奈川県、広島市</p> <p>○本市の種苗生産施設は昭和50年代に整備され、多くが築35年以上経過しており老朽化や劣化が激しく、修繕必要箇所が増加している。施設では、水産資源の維持増殖に必要な重要魚介類の種苗生産やカキ養殖業等漁業者への技術指導等を実施しているが、今後の安定的、継続的運営のために設備の「改築」への支援が必要である。</p> <p>「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。</p> <p>その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。</p> <p>「改築」の要件が緩和されれば、耐用年数を越える多くの施設において制度が利用可能になり、「改築」によりその施設の長寿命化や費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改築することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用軽減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。</p> <p>以上のように、制度が改正されることにより得られる効果が大きいと考えられ、その必要性が大きいと認められる。</p> <p>○県内の施設が国庫補助事業で整備した種苗生産施設や中間育成施設は、老朽化のため高価な改修費を要する事例が増えてきている。近年、遊漁者及び組合員の減少に伴い内水面漁協経営は悪化しており、自費での改修が困難な状況となっている。具体的な事例として、平成4年度に内水面漁業振興施設整備費により種苗生産をするための施設を整備した漁協では、発電機等の設備機器が老朽化により使用できなくなっており、不慮の停電があれば大きな損害を受ける可能性がある。飼育水槽に比べ設備機器等の耐用年数は短く、施設を維持するためには更新が必須であることから、「改築」の範囲を見直し、設備機器の更新を支援するためのメニューが必要である。</p>			